

一時預かり事業の届出について

一時預かり事業を行う場合は、認可であるか認可外であるかや、市の補助事業であるか自主事業であるかにかかわらず、児童福祉法第34条の12の規定により、あらかじめ市長への届出が必要です。また、届け出た事項に変更が生じた場合は変更の日から1か月以内に、事業を廃止等する場合はあらかじめ、市長への届出が必要です。

1 根拠法令等

(1) 根拠法令

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第6条の3第7項及び第34条の12から第34条の14まで

[事業]

第6条の3

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

[一時預かり事業]

第34条の12 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第34条の13 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

[報告及び立入検査等]

第34条の14 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る乳児若しくは幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(2) 基準・関係通知等

- ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。） 第36条の35各号
- ・「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・〔特定子ども・子育て支援施設等の確認を受ける場合〕
 - 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第7条第10項第5号及び第6号
 - 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

2 事業の種類等

事業の種類	基準	実施場所	実施期間	市補助の有無 ※1	特定子ども・子育て支援施設等の確認 ※2
一般型	省令 第36条の35 第1項第1号	認定こども園 保育所	年度 単位	有	可
		幼稚園		無	
		その他の場所	任意		
幼稚園型Ⅰ	省令 第36条の35 第1項第2号	幼稚園 認定こども園	年度 単位	有	
幼稚園型Ⅱ		幼稚園			
余裕活用型	省令 第36条の35 第1項第3号	認定こども園 保育所 小規模保育事業 事業所内保育事業	年度 単位	有	
		家庭的保育事業		任意	
居宅訪問型	省令 第36条の35 第1項第4号	乳幼児の居宅	任意	無	

※1 市補助を受ける場合、補助事業としての要件がある。

※2 特定子ども・子育て支援施設等の確認とは、幼児教育・保育の無償化のための施設の確認のこと（子ども・子育て支援法第30条の11）。なお、認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業の場合は、年度単位での実施とする。

3 留意事項

- ・一時預かり事業の届出を受理した後、施設名等を公表します。
- ・一時預かり事業の対象となる乳幼児以外の乳幼児を保育する場合は、認可外保育施設（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設）の届出の対象となることがあります。

(参考) 認可外保育施設の一時預かりと、児童福祉法に基づく一時預かり事業等との比較

区分	内容
法第59条の2第1項に基づく認可外保育施設（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設）としての <u>一時預かり</u>	入所児童の保護者と日単位又は時間単位で <u>不定期に契約し、保育サービスを提供するもの</u>
法第6条の3第7項に基づく <u>一時預かり事業</u>	家庭において保育（養護及び教育（法第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。）を受けることが <u>一時的に困難となった乳児又は幼児</u> について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、（中略）一時的に預かり、必要な保護を行う事業
法第6条の3第13項に基づく <u>病児保育事業</u>	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、 <u>疾病にかかっているもの</u> について、（中略）保育を行う事業